

鳥取県先端 I C T 地域プロジェクト型開発・実証支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県先端 I C T 地域プロジェクト型開発・実証支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、県内企業が県内市町村等と連携して行う、I o T、ビッグデータ分析、A I 等の先端技術や革新目覚ましい I C T（通信技術）を活用したシステム・サービスの開発及び県内実証の取組を支援することで、先端技術の地域実装及び定着による地域スマート化と、技術的ノウハウや成果の共有・蓄積によって県内での先端技術の利活用促進を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第 3 条 本補助金の対象者は、実証自治体との連携を前提として、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次の要件を全て満たす者

- ア 「とっとり I o T 推進ラボ」に参画している事業者であること。
- イ 鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、鳥取県内において主体的に開発に取り組む能力を有すること。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者ではないこと。
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人事業主の場合は暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- オ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(2) 次の要件を全て満たすグループ

- ア 事業開始から終了するまでの間、前号のウ、エ及びオを満たす 2 者以上で構成されており、かつ前号のア及びイを満たす者が 1 者以上含まれること。
- イ 当該グループの構成員の中から、前号の要件を全て満たす者を本補助金の申請・実績報告事務や専用口座による各種支払い事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表企業として 1 者選定していること。
- ウ 当該グループの構成員で、前号のイに該当しない事業者は、「とっとり I o T 推進ラボ」に参画していること。

(補助金の交付)

第 4 条 県は、第 2 条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施する前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第 2 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第 3 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第 4 欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。
- 3 事業実施期間は、別表の第 5 欄に定める期間とする。

- 4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
- 5 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（事業提案書の提出及び評価）

- 第5条 本補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号による事業提案書、様式第2号による事業計画書及び様式第3号による収支予算書を商工労働部長が定める期日までに提出するものとする。
- 2 商工労働部長は、事業提案書の提出があったときは、別に定める鳥取県補助金等審査会（鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金審査会）に諮り、採択の可否を決定するものとする。

（交付申請の時期等）

- 第6条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が定める期日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

- 第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
 - 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- （1）本補助金の増額を伴う変更
 - （2）交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

（実績報告の時期等）

- 第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条の第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。
- 5 知事は、実績報告があったときは、提出された書類を審査し、職員に現地調査等を行わせることとし、補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、本補助金の額を確定し確定した額から既支払額を差し引いた額を支払うものとする。

（進捗状況報告の時期等）

- 第10条 補助事業者は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第8号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。
- 2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による各年度の進捗状況を、翌年度の4月15日までに、様式第8号により知事に報告しなければならない。

（現地調査等）

- 第11条 知事は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、職員に現地調査等を行わせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。
- 2 知事は、前条第2項の報告があったときは、提出された書類を審査し、職員に現地調査等を行わせることとし、補助対象経費が適正に支出されていると認めたときは、支払実績額に基づき交付決定額の範囲内で本補助金を支払うものとする。
 - 3 規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

（財産の処分制限）

- 第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
 - 3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第10号により申請するものとする。
 - 4 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（補助事業の報告等）

- 第13条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況・成果について報告又は発表させることができる。

（補助事業の成果に関する公表等）

- 第14条 県は、補助事業者による補助事業の成果を「とっとりIoT推進ラボ」内において公表することができる。
- 2 県は、前項の規定について、補助事業者との事前協議により、補助事業の内容が公表に適さないと判断されるとき、一部又は全部を公表しないものとする。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和元年8月16日から施行する。
- 2 鳥取県先端ICT活用実証モデル開発支援補助金交付要綱（平成29年11月6日付第201600206124号通知）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に鳥取県先端ICT活用実証モデル開発支援補助金交付要綱の規定により選定された補助事業に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費		3 補助率	4 補助金 上限額	5 事業期間
	経費区分	内容			
開発・実証後に県内（地域）での定着が見込まれる、先端技術を活用した新たな商品・サービスの開発・自治体と連携した地域実装による地域スマート化に資する事業	1 直接人件費	事業に従事する従業員・アルバイト等について、当該開発に直接従事する時間の給与・賃金相当額	1 / 2	800万円	最大 12か月
	2 ソフトウェア開発環境使用料及び購入費	ソフトウェア開発に必要な開発環境の使用料（サーバー利用料等）及び購入費（取得金額30万円未満のものに限る）			
	3 委託費	自社で不可能なソフトウェア等の開発の一部について、外部委託に要する経費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と事前に県が認めた場合については、この限りでない。）			
	4 機械装置・工具器具費	開発に必要な機械装置・工具器具類の購入（取得金額30万円未満のものに限る）、借用に要する経費。			
	5 減価償却費	開発に必要な新たに購入する取得金額30万円以上のソフトウェア、機械装置・工具器具類について、補助事業実施期間に発生する減価償却費			
	6 外部専門家受入経費	補助事業者が開発に関する専門知識や、開発のための技術的ノウハウ等を得るために行う、外部専門家の受入に要する経費（専門家への旅費・謝金、専門家を招いての従業員講習のための会場借上料等）			
	7 その他	補助事業遂行のために要すると県が認める経費			

(注) 1 補助対象経費全体に対する委託費の経費配分割合は、50パーセント以下とする。

2 機械装置・工具器具費、減価償却費については、量産用設備及び開発目的以外の利用も可能となる汎用性設備は対象外と

鳥取県知事 様

申請者 所在地
企業名
代表者名

印

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業提案書
【地域実装定着型】

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業について、下記のとおり提案します。

記

1 提案名

2 事業実施計画 様式第2号のとおり

3 問い合わせ先 所属・役職名：
氏 名：
住 所：〒

電 話：
ファクシミリ：
電子メール：

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業（変更）事業計画書

1 補助事業者の概要（グループの場合は、補助事業を代表し、補助金の交付先となる事業者を記入）

●申請者	
名 称：	
住 所：	
共同体代表者名：	
資 本 金：	
従業員数：	
URL：	
担当者部署・担当者名：	
担当者 E-mail：	
TEL/FAX：	
主たる業務内容：	

- (注) 1 必要な場合は、欄を追加して具体的に記載すること。
2 別途、事業者の事業概要がわかる書類（様式自由。パンフレット等でも可。）を添付すること。

	<p>実証後の展開</p> <p>事業化・ 地域実装 の見通し</p>	<p>(顧客・販路・採算性・パートナー・リソースなどの観点から記載)</p>
--	---	--

3 当年度に実施する取組

	当年度の取組におけるスケジュール
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	
月	

4 翌年度以降の展開

翌年度以降の展開スケジュール	年度 月 ～ 月	
	年度 月 ～ 月	

5 添付資料

次に掲げる書類を各1部添付すること（添付したら□にチェックすること）。

(1) 全ての申請者が添付する書類

- 補助事業の収支予算書（様式第3号）
- 申請者の登記簿謄本（写しで可）
- 申請者の直近2期分の決算書（写しで可）
- 申請者の概要が確認できる書類（パンフレット、ホームページの写し等）
- 鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）
- 補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等

(2) 上記(1)に加え、グループで申請する場合に添付する書類

次の事項を定めたグループの会則、規約等及びそれらを制定した事実が確認できる設立総会の議事録写し等。

- ①代表企業 ②役割分担 ③経費負担 ④構成員の加入・脱退要件 ⑤グループ内のルール（補助事業で生じた知的財産権の帰属等）

(3) 補助対象経費に県外企業への委託費がある場合に添付する書類

- 県外発注理由書（別紙（様式第3号））

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

	金額	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
補助金		千円未満切捨て
その他		資金の調達先：
合計		補助事業に要する経費の合計と一致すること

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	経費内訳 積算明細	補助事業に 要する経費	補助対象経費	区分		備考
				補助金	自己負担	
直接人件費						
ソフトウェア 開発環境使用 料・購入費						
委託費						
機械装置 工具器具						
減価償却費						
外部専門家受入 経費						
その他						
合計						

- （注）
- 1 補助対象経費について、県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
 - 2 委託にかかる経費のうち補助対象経費とできるものは、やむを得ない事情により事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限る。
 - 3 見積書等の根拠資料を添付すること。
 - 4 明細は本収支予算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。

県外発注理由書

経費区分	経費の内容	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理由、 県外発注でなければなら ない理由

様

鳥取県知事

年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業の内容は、「年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金交付要綱（令和元年8月16日付第201900100159号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第6号（第9条関係）

年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

	金額	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先：
補助金		千円未満切捨て
その他		資金の調達先：
合計		補助事業に要する経費の合計と一致すること

2 支出の部

(単位：円)

経費区分	経費内訳 積算明細	補助事業に 要する経費	補助対象経費	区分		備考
				補助金	自己負担	
直接人件費						
ソフトウェア 開発環境 使用料・購入費						
委託費						
機械装置 工具器具						
減価償却費						
外部専門家受 入経費						
その他						
合計	()	()	()	()	()	

- (注) 1 合計については、予算額を上段の()内に記載すること。
 2 開発外注委託した場合は、備考欄に委託先名を記載すること。
 3 明細は本収支決算書に準じた任意の様式の添付でも可とする。

鳥取県知事

様

申請者 所在地

企業名

代表者名

印

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の確定額及び補助対象経費の額

(1) 補助金の確定額 金 円

(2) 補助対象経費の額 金 円

2 実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは交付決定控除税額)

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2>0の場合)

1の(1)

(3-2) × $\frac{\quad}{1の(2)}$ 金 円

1の(2)

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請代表者 所在地
企業名
代表者名 印

年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった上記事業に係る
年 月 日現在の遂行状況について、鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実
証支援補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請代表者 所在地
企業名
代表者名 印

年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金の支払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

(単位:円)

補助事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	資金計画書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請代表者 所在地
企業名
代表者名

印

取得財産処分承認申請書

年度鳥取県先端ICT地域プロジェクト型開発・実証支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、同交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処分の内容	